法律

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十七号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第一条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十一条」を「―第三十一条の二」に、「第四節　業務等（第七十条―第七十八条）　第五節　雑則（第七十八条の二―第八十二条）」を「第四節　資産運用委員会（第六十九条の二―第六十九条の四）　第五節　業務等（第七十条―第七十八条）　第六節　雑則（第七十八条の二―第八十二条）」に改める。

第十七条第一項中「について」を「に係る」に改め、「規定する確定給付企業年金」の下に「、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金」を加え、「を実施する旨の申出」を「の実施の通知」に、「当該特定企業年金制度等を実施した旨の」を「当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する」に、「同法」を「確定給付企業年金法」に改め、「資産管理運用機関等」の下に「、確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関」を加え、同条第三項中「申出に係る」を「通知に係る」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職金等の支給に係る情報の提供）

第十七条の二　機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

第十八条中「二年」を「三年」に改める。

第二十七条第一項中「従業員の」を「従業員（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）の」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「すべての者」を「全ての者（第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。）」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第二十八条第一項から第三項までの規定中「前条第一項の」の下に「規定による」を加える。

第二章第五節中第三十一条の次に次の一条を加える。

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）

第三十一条の二　事業主（退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「廃止団体」という。）との間で退職金共済に関する契約（事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。）を締結していたものに限る。）が、その雇用する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該廃止団体が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れるものとする。

2　機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額（以下この条において「受入金額」という。）のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3　受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　十一月以下　当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二　十二月以上　第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4　前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5　第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6　第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の受入れがなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該受入金額）を加算した額とする。

8　第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9　第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。